

公益社団法人天津市医師会定款

公益社団法人天津市医師会

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大津市医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医道の昂揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって地域社会の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医師としての社会的使命に関する事業
- (2) 医療の充実普及及び医学の進展への即応に関する事業
- (3) 公衆衛生及び学校保健の啓発指導に関する事業
- (4) 医療制度及び医業経営の研究調査改善に関する事業
- (5) 医事紛争の調査及び対策に関する事業
- (6) 医師会活動等の広報に関する事業
- (7) 会員の福祉の増進及び相互扶助に関する事業
- (8) 准看護師の養成及び看護専修学校の管理運営に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、滋賀県大津市において就業し、又は住所を有する医師で、この法人の目的及び事業に賛同したものであって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより入会金を添えて

申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会及び異動)

第8条 会員で退会しようとする者は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、その届出をしなければならない。
- 3 この法人を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、理事会がその再入会を承認することができる。

(会員の制裁)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又はこの法人の名誉を毀損したとき。
 - (2) この定款に違反し、この法人の秩序を著しく乱したとき。
 - (3) その他制裁すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。
 - 3 戒告は、理事会の決議を経て行う。
 - 4 除名は、総会の決議を経て行う。
 - 5 第3項又は前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は当該会員に対しその旨を通知しなければならない。
 - 6 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 第8条第1項及び前条第4項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。

(会員の本務)

第11条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊厳を得るように務めなければならない。

- 2 会員は、この法人の定款を守り、その秩序を維持するよう務めなければならない。

(報告、発表及び意見具申)

第12条 会員は、この法人の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果をこの法人に報告し、発表することができるとともに、この法人の目的及び事業について意見を具申することができる。

(表彰)

第13条 この法人のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (5) 会費並びに入会金の賦課徴収及び減免に関する事項
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって一般法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があったときは、会長は遅滞なく、当該請求のあった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

4 総会を招集するには、総会の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、総会の日々の2週間前までに会員に発しなければならない。

(議長及び副議長)

第18条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、会員の中から総会において選任し、その任期は2年とする。

3 前項に定めるもののほか、議長及び副議長の選任に関し必要な事項は、別にこれを定める。

(議長及び副議長の職務)

第19条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、総会を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第22条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 総会において、出席した会員の中から議事録署名人2名以上を選出する。

3 議長及び前項の議事録署名人は、第1項の議事録に記名押印する。

(総会への出席発言)

第24条 役員は、総会に出席して、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である

事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第10条に定める場合は、この限りでない。

第5章 役員等

(役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 24名以上30名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、会長以外の3名を副会長とする。
 - 3 会長及び副会長以外の理事のうち12名を業務担当理事とすることができる。
 - 4 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び業務担当理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - (2) 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても、同様とする。
- 3 会長、副会長及び業務担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 前3項に定めるもののほか役員を選任に関し必要な事項は、別にこれを定める。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 業務担当理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び業務担当理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第31条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

(役員責任免除)

- 第32条 この法人は、一般法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

- 第33条 この法人に、顧問2名以内を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問の任期は、会長の任期に準じる。
 - 4 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
 - 5 顧問の報酬は、総会において別に定める基準によりこれを支給する。

第6章 理事会

（構成）

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務担当理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

（招集）

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長が理事会を招集する。

（議長）

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長がこれに当たる。

（決議）

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会への出席発言）

第40条 総会の議長、副議長及び滋賀県医師会代議員は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

第7章 裁定委員会

(構成)

第41条 この法人に裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、9名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第42条 裁定委員は、この法人の会員の中から、総会において選任する。

(裁定委員の任期)

第43条 裁定委員の任期は、第29条第1項の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその任務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第44条 裁定委員は、この法人の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

2 裁定委員は、滋賀県医師会代議員並びに同予備代議員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第45条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

(1) 第8条第3項の規定による会員の再入会に関する事項

(2) 第9条第6項に規定する会員の制裁に関する事項

(3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定にあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えるようにしなければならない。

(紛議に関する調停)

第46条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

第47条 裁定委員会に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第8章 委員会

第48条 この法人の業務を行うにつき、特に必要があると認める場合は、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 理事会は、委員会の設置に関して、次の事項を決議しなければならない。

- (1) 委員会の名称
- (2) 委員会の所掌事務
- (3) 委員となる会員及びその任期
- (4) 委員会の存続期間
- (5) その他の必要な事項

第9章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第49条 この法人は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第50条 この法人は、第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第10章 資産及び会計

(基本財産)

第51条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として総会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめの理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第1項の承認を受けた事業計画書等については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第54条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第55条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 事務局

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第58条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第59条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第60条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

第61条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、吉徳 克仁とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第52条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。